

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）（第二条関係）	3
○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百四十四号）（抄）（第三条関係）	6
○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）（抄）（第四条関係）	7

○ 船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）（抄）（第一条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 船員法（以下「法」という。）に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、法第百四条第一項に規定する市町村長（次項において「指定市町村長」という。）が行うこととする。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十九条の規定による報告の受理に関する事務</p> <p>二 法第三十七条の規定による届出の受理及び当該届出に係る雇入契約についての法第三十八条の規定による確認に関する事務</p> <p>三 法第五十条第一項、第五項及び第六項の規定による船員手帳（外国人に係るものを除く。以下この号において同じ。）の交付、再交付、訂正及び書換え並びに返還に係る船員手帳の受領に関する事務</p> <p>四 法第八十五条第三項の認証に関する事務</p> <p>2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、指定市町村長に関する規定として指定市町村長に適用があるものとする。</p> <p>3 法第百四条第一項の規定による国土交通大臣の指定は、地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）との交通が不便であり、かつ、出入する船舶が相当に多いと認められる港に接続する地域を区域とする市町村の長について、関係者の利便を考慮して行うものとする。</p> <p>4 前項の規定の沖縄県の区域についての適用については、同項中「地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」とあるのは、「沖縄総合事</p>	<p>1 船員法（以下「法」という。）の規定による事務で、次に掲げるものは、国土交通大臣のほか、法第百四条第一項に規定する市町村長も行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、法第百四条第一項に規定する市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。</p> <p>一 法第十九条の規定による報告の受理に関する事務。</p> <p>二 法第三十七条の雇入契約の成立等の届出の受理及び法第三十八条の雇入契約の確認に関する事務。</p> <p>三 法第五十条第四項の規定に基づく船員手帳（外国人に係るものを除く。）の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関する事務。</p> <p>四 法第八十五条第三項の認証に関する事務。          （新設）</p> <p>2 法第百四条第一項の規定による国土交通大臣の指定は、地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）との交通が不便であり、かつ、出入する船舶が相当に多いと認められる港に接続する地域を区域とする市町村の長について、関係者の利便を考慮して行うものとする。</p> <p>3 前項の規定の沖縄県の区域についての適用については、同項中「地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」とあるのは、「沖縄総合事</p>

務局（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものを含む。）とす。

5| 第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

務局（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものを含む。）とす。

4| 第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。



に限る。)及び第二項(これらの規定を法第四十二条第一項において準用する場合を含む。)、法第四十四条第一項、第四十五条(船舶所有者に係る部分に限る。)、及び第四十六条、法第四十八条において読み替えて準用する法第十六条第一項及び第二項、第十八条、第十九条並びに第二十二條(これらの規定に規定する船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、法第五十二条において読み替えて準用する法第十六条第一項(船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る。)、及び第二項並びに法第四十条(船員の募集を行う者(船舶所有者である場合に限る。))に係る部分に限る。)の規定

四 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第一項の規定

五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)第三十条の二第一項(法第九十一条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、及び第二項(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定

六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(同法第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定(これらの規定が法第九十一条の規定により適用される場合を含む。)

合を含む。)並びに第十六条第一項(求人者に係る部分に限る。)、及び第二項、法第四十二条第一項において準用する法第四十六条第一項(求人者に係る部分に限る。)、及び第二項、法第四十四条第一項、第四十五条(船舶所有者に係る部分に限る。)、及び第四十六条、法第四十八条第一項において準用する法第十六条第一項(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、及び第二項(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、第十九条(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。))並びに第二十一条(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、法第五十二条において準用する法第十六条第一項(船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る。)、及び第二項並びに法第四十条(船員の募集を行う者(船舶所有者である場合に限る。))に係る部分に限る。)の規定

四 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第一項の規定

五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)第三十条の二第一項(法第九十一条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、及び第二項(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定

六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(同法第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定(これらの規定が法第九十一条の規定により適用される場合を含む。)

七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六条第一項、第九条の三第一項、第十条、第十二条第一項、第十六条（育児・介護休業法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十九条第一項（育児・介護休業法第二十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十三条の三第一項及び第七項、第二十五条第一項及び第二項（育児・介護休業法第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の規定（これらの規定が法第九十一条の二の規定により適用される場合を含む。）

七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六条第一項、第九条の三第一項、第十条、第十二条第一項、第十六条（育児・介護休業法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十九条第一項（育児・介護休業法第二十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十三条の三第一項及び第七項、第二十五条第一項及び第二項（育児・介護休業法第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の規定（これらの規定が法第九十一条の二の規定により適用される場合を含む。）

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百四十四号）

（抄）（第三条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）<u>第六条第十四項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十三項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。</u></u></p>	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）<u>第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。</u></u></p>

○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）（抄）（第四条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（監理団体による雇用関係の成立のあっせんに関する経過措置）</p> <p>第十四条 監理団体（技能実習法第二条第十項に規定する監理団体をいう。以下同じ。）は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、改正法附則第五条第一項の規定による認定の申請をしようとする者（本邦の派遣先（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第四号に規定する派遣先又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第十七項に規定する派遣先をいう。）として労働者派遣等監理型育成就労（改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）第八条第二項に規定する労働者派遣等監理型育成就労をいう。）を行わせようとする者を除く。）のみを求人者とし、監理型育成就労（育成就労法第二条第三号に規定する監理型育成就労をいう。）の対象となろうとする外国人のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労（育成就労法第二条第一号に規定する育成就労をいう。）に相当するものに係る雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うことができる。</p> <p>2 技能実習法第二十七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により監理団体が行う事業について準用する。</p> <p>3 監理団体が第一項の規定による事業を開始する日までに技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用</p>	<p>（監理団体による雇用関係の成立のあっせんに関する経過措置）</p> <p>第十四条 監理団体（技能実習法第二条第十項に規定する監理団体をいう。以下同じ。）は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、改正法附則第五条第一項の規定による認定の申請をしようとする者（本邦の派遣先（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第四号に規定する派遣先又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第十五項に規定する派遣先をいう。）として労働者派遣等監理型育成就労（改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）第八条第二項に規定する労働者派遣等監理型育成就労をいう。）を行わせようとする者を除く。）のみを求人者とし、監理型育成就労（育成就労法第二条第三号に規定する監理型育成就労をいう。）の対象となろうとする外国人のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労（育成就労法第二条第一号に規定する育成就労をいう。）に相当するものに係る雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うことができる。</p> <p>2 技能実習法第二十七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により監理団体が行う事業について準用する。</p> <p>3 監理団体が第一項の規定による事業を開始する日までに技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用</p>

する場合を含む。以下同じ。)の規定により取扱職種の範囲等(同法第二十九条第三項に規定する取扱職種の範囲等をいう。以下同じ。)を届け出たときは、当該取扱職種の範囲等は、前項において準用する技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等とみなす。

する場合を含む。以下同じ。)の規定により取扱職種の範囲等(同法第二十九条第三項に規定する取扱職種の範囲等をいう。以下同じ。)を届け出たときは、当該取扱職種の範囲等は、前項において準用する技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等とみなす。